

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南房総市長 石 井 裕

市町村名 (市町村コード)	南房総市 (12234)
地域名 (地域内農業集落名)	丸山川右岸 (宮下、川谷、石堂原、丸本郷、前田、石堂、西原、加茂、沓見集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は、南房総市の東部に位置し、館山市及び南房総市に跨る受益面積約1080ha、組合員約2,200人を擁する安房中央土地改良区に属し、安房中央ダムを主な水源とする県営ほ場整備事業丸山川右岸地区を区域とする。

・担い手による水稻、施設園芸花卉・野菜及び安房レモンの栽培が盛んで規模拡大への意欲が高い地域であり農地の利用状況は良好であるが、経年による施設の老朽化、労働力不足の顕在化、鳥獣被害の増大が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻及び施設園芸花卉・野菜を主要作物とし、水稻は担い手への集積・集約及び大区画化を図り、施設園芸は地域の特産品である花卉全般について産地化・ブランド化の確立のため栽培管理技術の更なる向上を図り、水稻栽培とともにスマート農業への取り組みを加速する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	190 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	190 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

丸山川右岸地区の農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会、土地改良区、農地バンク等関係機関が一体で、担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、経営団地面積の拡大及び圃場の分散錯圖の解消を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員会、土地改良区、農地バンク等関係機関が一体で、担い手の経営意向を踏まえた集約化を図るため、所有者の貸付意向時期に配慮しつつ、地域全体の農地を農地バンクへ貸し付けるよう調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。経年による排水不良や獣害による用水路の被害が多発しており、安定した用排水の確保のため排水路の改修及びパイプラインの施工を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県農業事務所・JA・市・農業支援センター等関係機関が一体となり、新規就農希望者等の育成・支援を強力に進める。支援制度の情報提供や研修先の農業経営体の紹介、研修ほ場の確保など地域計画内の農地利用に配慮する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
多様な経営体の担い手が存在するため、(一財)南房総農業支援センターによる耕耘、畝立て、草刈り等のコントラクター事業を効果的に活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①増加傾向にある鳥獣被害に対し、地域一帯で防止対策を検討する。
 ③農業生産の効率化を図るため新技術の導入等スマート農業への取り組みを加速する。
 ⑦多面的機能保全組合・中山間直接支払制度の活用により、地域一帯で区域内の保全管理を行う。